令和5年第3回 神川町農業委員会総会議事録

開	開催年月日及び開催場所		令和5年	令和5年3月24日(金) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室						
開	議時刻	及び宣告者	午後1時	午後1時30分 会長 櫻澤 泰信						
閉	会時刻	及び宣告者	午後 2 時	45分	会長 櫻澤 泰信					
= = =	義 長	櫻 澤 🧦	トリスティップ		1名	1	傍聴者数 1名		名	
出席した	た事務局職	事務局長:堀口	二三夫	事務局長補作	左:高橋 和宏 主事	: 渡辺 玲香				
	席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠	席次	氏	名	出欠
	1	松原 良治	0	9	藤牧 重徳	0	推4	西口 学		0
委	2	原口 幸雄	0	1 0	坂本 等	0	推5	福嶋 志信	<u>=</u>	0
員	3	長谷川 隆	0	1 1	野村 清太郎	0	推6	安達 彰		0
出	4	四方田 芳泰	0	1 2	佐藤 文雄	0	推7	町田 貴		0
席状	5	町田 雅文	0	1 3	櫻澤 泰信	0	推8	伊藤 光旗	推	0
況	6	松本 由紀子	0	推1	金井 豊	0	推 9	筑 幸広		0
	7	関根 豊	0	推 2	堀内 康男	欠	推10	新井 美氧	<u> </u>	0
	8	木村 豊	0	推3	金井 眞澄	0	推11	須川 朋和	Î	欠

会議進行状況

会議事項	発言者	顛 末
	事務局長	定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。
		農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。
開会	議長	ただいまから、令和5年第3回農業委員会の総会を開会いたします。
		出席委員は、13名全員が出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。
		それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。
議事 日程第1	議長	日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行います。
議事録署名人及び書記の		神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人を指名します。
指名について		議事録署名人は、7番 関根委員、9番 藤牧委員にお願いいたします。
		書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。
日程第2 第10号議案	議長	続きまして、日程第2に移ります。
農地法第5条の規定によ		第10号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。
る許可申請について		農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するも
		のです。事務局は1番の説明をお願いします。
	事務局	説明の前に、議案書の訂正をお願いします。
		〔申請番号1番の地種の訂正について説明〕
		申請番号1番についてご説明いたします。
		土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地に
		つきましては、4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。
		申請地の現況につきましては、適正に保全管理されており、違反等は確認できませんでした。

会議事項	発言者	顛 末
		申請地周辺は宅地化が進んでいることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可されませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われます。 譲受人は、申請地の隣で○○事業を営む法人です。これまで駐車場として使用していた土地に○○施設を建設したことから、従業員の駐車場に不足が生じているため、事業所の敷地を拡張し、新たに駐車場を整備する計画での申請になります。詳しくは6ページの土地利用計画図をご確認ください。 なお、事業に要する資金はすべて自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。説明は以上になります。ご審議の程よろしくお願いします。
	議長	申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	藤牧委員	特にありません。
	議長	それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	佐藤委員	以前はこの付近は1種農地だったと思いますが、今後は2種で良いのですか。
	事務局	県の担当の方にも現地を確認いただいて協議したところ、付近の状況から2種で良いということになりましたので、今後は2種農地として扱いたいと考えています。
	議長	ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。 第10号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕

会議事項	発言者	顛末
	議長	全員賛成ということで、第10号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたし
		ます。続けて、事務局は2番の説明をお願いします。
	-t-76 F	
	事務局	申請番号2番についてご説明いたします。
		土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地に つきましては、7ページの位置図、8ページの案内図をご覧ください。
	事務局	つきましては、イベーンの位直図、8ペーンの条内図をこ覧ください。
	事 伤问	申請地は○○から500メートル圏内にあることから第2種農地と判断いたしました。本案件におい
		ても周辺に代替できる土地は無いものと思われます。
		譲受人は○○市のアパートに家族3人で居住しておりますが、子どもの成長により手狭であることか
		ら、申請地に自己用住宅を建設する目的での申請となります。詳しくは9ページの土地利用計画図をご
		確認ください。
		なお、事業に要する資金については自己資金と金融機関からの借入れで対応とし、金融機関発行の残
		高証明書と住宅ローン事前相談結果通知の写しが添付されております。
		説明は以上になります。ご審議の程よろしくお願いします。
	議長	申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	小压 季只	
	松原委員	特段ありません。
	議 長	それでは質疑に入りたいと思います。
	FIX P	申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
		「質疑なし」
	議長	よろしいですか。無いようなので採決に移ります。

会議事項	発言者	顛末
	議長	第10号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕 全員賛成ということで、第10号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。続けて、事務局は3番の説明をお願いします。
	事務局	申請番号3番についてご説明いたします。 本案件は、昨年5月の総会で審議し、「異議なし」と回答しました農振除外案件になります。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地に つきましては、10ページの位置図、11ページの案内図をご覧ください。 申請地は旧神川東部土地改良区による県営畑地帯総合農地整備事業の実施区域内になります。申請地 の現況につきましては、適正に保全管理されており、違反等は確認できませんでした。 申請地周辺には住宅等が点在しておりますが、周辺には整備された優良農地が広がっていることから、 農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は住宅を集落に接続して建設するものであるため、農地法施行規則第33条第4号に定められる例外規定に該当するものと思われます。 譲受人は○○市のアパートに夫婦で居住しておりますが、県南での生活は家賃も高いため、将来家族が増えたときのことを考え、父親の所有する申請地に自己用住宅を建設する目的での申請となります。 詳しくは 12ページの土地利用計画図をご確認ください。 なお、事業に要する資金はすべて借入金で対応とし、金融機関発行住宅ローン事前相談結果通知の写しが添付されております。 説明は以上になります。ご審議の程よろしくお願いします。
	議長	申請番号3番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。

会議事項	発言者	顛 末
	松本委員	特にありません。
	議長	それでは質疑に入りたいと思います。
		申請番号3番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	坂本委員	この方は○○市から転入して、お勤めは大丈夫ですか。通えるのでしょうか。
	事務局	この方の職業は○○で、勤務地は伺っていませんが通える範囲なのではないかと考えています。
	議長	ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。
		第10号議案3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議長	全員賛成ということで、第10号議案3番については原案のとおり許可といたします。
日程第3 第11号議案	議長	続きまして、日程第3に移ります。
神川町農用地利用配分計		第11号議案 神川町農用地利用配分計画(案)について を議題とします。
画(案)について		農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画に対する意
		見を決定したいのでこの案を提出するものです。
		なお、伊藤推進委員は議事参与の制限に該当しますので、別室で待機をお願いします。
		〔伊藤推進委員退室〕
	議長	それでは、事務局は説明をお願いします。
	事務局	議案書14ページをご覧ください。
		農用地利用配分計画(案)の1番は、今まで耕作をしていた方が経営規模を縮小したため、新たな耕

会議事項	発言者	顛 末
		作者に再配分するものです。
		受人は、○○地区にお住まいで、主に水稲の栽培を行っております。農業用機械はトラクター、コン
		バイン、田植機、管理機、乾燥機、軽トラックを1台ずつ所有しております。
		この方は、申請地以外にも農地中間管理事業を通して農地を借りて耕作している実績があります。
		説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。
		農用地利用集積計画(案)について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕
	議長	無いようなので採決に移ります。
		第11号議案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議長	全員賛成ということで、第11号議案については異議なしと回答いたします。
		審議が終了しましたので、伊藤推進委員の退席を解きます。
		〔伊藤推進委員入室〕
	議長	第11号議案については、異議なしと回答することで結審しましたので報告します。
日程第4 第12号議案	議長	続きまして、日程第4に移ります。
農地等の利用の最適化の		第12号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について を議題とします。
推進に関する指針につい		農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針
7		を定めたいのでこの案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。
	事務局	令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、それまで努力規定となっていた「農地等の利用の
		最適化の推進に関する指針」の作成が義務規定へと変更になります。

会議事項	発言者	顛末
		神川町農業委員会においては平成30年に指針を作成しておりますが、法改正を踏まえた内容に修正
		する必要がありますので、改正後の農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、農業委員
		と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体で
		進んでいくよう、神川町農業委員会の指針として、各項目に対する具体的な目標と推進方法、目標の達
		成状況に対する評価方法等を定めるものです。
		指針の詳細につきましては、議案書16ページからの神川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推
		進に関する指針」をご覧ください。
		説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	 議 長	説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。
		質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	佐藤委員	事前にいただいた資料を読ませていただきまして、法改正で努力規定から義務規定になったのは分か
		りましたが、もう少し補足と言いますか、具体的な数値の説明などしていただけますか。
	事務局	17ページからの表に記載している数値ということでよろしいですか。
		次の13号議案の目標と関連するものもありますが、数値の根拠についてご説明いたします。
		[各項目の数値の根拠について説明] ***** ******************************
		数値の根拠については以上になります。
	 議 長	説明が終わりましたので、質問がある方はお願いします。
	HIA A	WENTA WITH A CICLA CA MINING ON ON ICHOMBA. CON 10
	木村委員	数値以外についてはほぼ県が示した標準的なものだと思いますが、遊休農地が10年後はゼロにする
		ようなことも県は求めてきているのでしょうか。

会議事項	発言者	顛 末
	事務局	県が求めているという訳ではありませんが、この後の議案の目標のなかにあります緑区分の遊休農地を5年間かけて解消することが目標とされておりますので、これに基づき算出しております。現実的ではないかもしれませんが、考え方としては問題ないと考えております。また、平成30年に定めた指針でも同様の考えで作られておりましたので、今回も同じように作成いたしました。
	坂本委員	これはホームページ等で公表するものですか。
	事務局	はい。指針と目標は公表が義務付けられております。
	佐藤委員	この指針で、実際に3年後になって現実と乖離していた場合はどうするのですか。
	事務局	指針は3年ごとに見直すこととしておりますので、3年ごとにご審議いただくようになります。
	関根委員	遊休農地を解消して、前回に地域計画で農地を集団化する話しも伺いましたが、元阿保の畑は大きく ても3反ほどですが、最終的にはどのようにしていくのか伺えますか。
	事務局	指針では遊休農地を解消しつつ担い手への集積を進めることとしており、農地の区画と言いますか場所については言及しておりません。地域計画では農地を集約して効率的な営農ができるよう、集積する場所を見直しといいますか、この先2年かけて計画に基づいて設定していくものとなります。
	関根委員	元阿保の畑も一時荒れていましたが、ネギ屋さんが入ってきて大分解消されました。しかし田んぼの間にネギ畑があったりするので、本当ならまとめて何町歩作りたいとか考えがあると思うので、農地が

会議事項 発言者		顛末
	議長	まとめられればいいですね。 ほかにありますか。よろしいですか。 第12号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。
	議長	() 「
日程第4 第13号議案 令和5年度最適化活動等 の目標の設定について	議長	続きまして、日程第5に移ります。 第13号議案 令和5年度最適化活動等の目標の設定について を議題とします。 農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農 業委員会における事務の実施状況について公表したいのでこの案を提出するものです。事務局は説明を お願いします。
	事務局	農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による「農地等の利用の最適化の推進」に係る活動の透明性を確保するため、同法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされております。また、令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、農業委員会は最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととされていることから、神川町農業委員会における令和5年度の目標を設定するものです。 議案書22ページからの「令和5年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。各項目の数値等についてご説明いたします。 〔各項目の数値の根拠について説明〕 説明は以上になりますので、よろしくお願いします。

会議事項	発言者	類 末
	議長	説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。 質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	佐藤委員	近隣の市町農業委員会ではどのような内容か確認していますか。
	事務局	確認はしておりませんが、全国農業会議のホームページで全国の農業委員会の目標がみられるようになっておりますので、令和4年度の比較はすぐできるかと思います。 また、策定にあたっては各項目の下にある※印の注意に従って数値を算出しておりますので、他の委員会とそんなに差はないのではないかと考えております。
	関根委員	新規就農相談会について伺いたいのですが、この相談会の実績があれば教えてもらえますか。
	事務局	今年度も目標としては設定しておりますが、相談会は開催されておりません。今後もどうなるか分かりませんが、町の新規認定就農者の認定時などにあわせて相談会を実施して、中間管理事業などを通じて土地をあっせんすることはできるのではないかと思っています。
	議長	ほかにありますか。無いようなので採決に移ります。 第13号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員賛成〕
	議長	全員賛成ということで、第13号議案については原案のとおり決定いたします。
協議・報告事項	議長	以上で全ての議案審査が終了しました。慎重審議ありがとうございました。 続いて、協議・報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

会議事項	発言者	顛 末
	事務局	・ 2 アール未満の農地を農業用施設に供する届出について
その他	議長	最後にその他になります。事務局よりお願いします。
	事務局	・農地パトロールの結果について ・第4回農業委員会総会について
閉会	議長	以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 お疲れ様でした。